

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
57	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務			
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務【令和6年9月30日終了】 (2)低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務【令和6年9月30日終了】 (3)令和6年度高槻市低所得者支援給付金(住民税非課税世帯給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び子ども加算給付)支給事務【令和6年12月31日終了】 (4)令和6年度高槻市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年12月31日終了】 (5)令和6年度高槻市低所得者支援給付金(住民税均等割非課税世帯に対する給付金、子ども加算給付)支給事務			
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
公的給付情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)、(5)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課 (4)総務部 市民税課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部 法務ガバナンス室(072-674-7322)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)、(5)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課(072-674-7177) (4)総務部 市民税課(072-674-7132)			

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない

[○]人手を介在させる作業はない

判断の根拠	
-------	--

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	情報提供ネットワークシステムに接続できる端末が限定されていることと、あらかじめ権限を付与されたIDカードを持つ職員のみが端末及びシステムにログイン可能であり、アクセスする際にはIDとパスワードによる認証を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	物価高騰の負担感が大きい世帯への負担軽減を図る観点から、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務 (2) 低所得者支援給付事業(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務	事後	
令和6年2月13日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年2月13日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務 (2) 低所得者支援給付事業(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務 (3) 令和6年度低所得者支援給付事業(住民税非課税世帯給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び子ども加算給付)支給事務 (4) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務 (2) 低所得者支援給付事業(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務 (3) 令和6年度低所得者支援給付事業(住民税非課税世帯給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び子ども加算給付)支給事務 (4) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事務	事前	
令和6年5月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金対象者情報ファイル	公的給付情報ファイル	事前	
令和6年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課 (4)総務部 市民税課	事前	
令和6年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課(072-674-7177)	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課(072-674-7177) (4)総務部 市民税課(072-674-7132)	事前	
令和6年5月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和6年5月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務 (2) 低所得者支援給付事業(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務 (3) 令和6年度低所得者支援給付事業(住民税非課税世帯給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び子ども加算給付)支給事務 (4) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯に対する負担軽減給付金の支給事務【令和6年9月30日終了】 (2) 低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯給付金、子ども加算給付)支給事務【令和6年9月30日終了】 (3) 令和6年度高槻市低所得者支援給付金(住民税非課税世帯給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び子ども加算給付)支給事務【令和6年12月31日終了】 (4) 令和6年度高槻市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年12月31日終了】 (5) 令和6年度高槻市低所得者支援給付金(住民税均等割非課税世帯)に対する給付金、子ども加算給付)支給事務	事後	給付金事業の追加及び事業終了年月日の追記
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条	番号法第9条第1項 別表 135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	番号法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第2第121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	番号法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課 (4)総務部 市民税課	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)、(5)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課 (4)総務部 市民税課	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課(072-674-7177) (4)総務部 市民税課(072-674-7132)	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)～(3)、(5)健康福祉部 福祉事務所 生活福祉総務課(072-674-7177) (4)総務部 市民税課(072-674-7132)	事後	
令和7年1月31日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和6年5月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年1月31日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年5月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	様式変更による
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	様式変更による